

エコファーマー計画実施マニュアル

持続的な農業の発展のために



環境負荷の低減のために



環境と調和のとれた農業生産の確保のために

平成28年12月

北海道農政部食の安全推進局食品政策課

目 次

『エコファーマー』とは	1
北海道におけるエコファーマー対象作物	1
1 申請書類を作ります	2
『現行の生産方式と導入する生産方式の内容』の記載について	5
農林水産省令で定められている具体的な技術内容（18技術）	5
2 申請書類を提出します	7
3 内容が審査され「認定」となります	8
4 導入計画に沿って技術の実践をします	9
5 技術導入作物には「エコファーマー」が生産した農産物である旨の表示ができます	9
6 導入計画に変更がある場合は	9
7 導入計画が終了し、再認定を受ける場合は	12
[参考資料] クリーン農業・有機農業に係る各種農産物表示制度等	13

『エコファーマー』とは

- 農業は、その生産を自然界の物質循環に依存しており、持続的に発展していくためには、生産活動に伴う環境への負荷をできる限り低減させるなど、環境と調和のとれた農業生産を確保することが重要です。
- 国においては、こうした背景から、平成11年7月「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」が制定されました。
- この法律に基づき、持続性の高い生産方式の導入に関する計画が、知事に認定された農業者を『エコファーマー』といいます。
- エコファーマーの認定を受ける場合は、道が作成した「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に沿って導入計画を作成することが必要です。

北海道におけるエコファーマー対象作物（100作物123作型）

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」より（平成28年6月21日最終改正）

水稲	オクラ	だいこん	カーネーション [ハウス]
秋まき小麦	にがうり (ゴーヤ)	にんじん	スターチス類 [ハウス]
春まき小麦 [普通まき]	たまねぎ	ごぼう	きく [ハウス]
春まき小麦 [初冬まき]	ねぎ [ハウス]	かぶ	宿根かすみそう [ハウス]
てんさい	ねぎ [露地]	ながいも	ゆり [ハウス]
ばれいしょ	はくさい [ハウス]	ラディッシュ	トルコギキョウ [ハウス]
大豆	はくさい [露地]	ヤーコン	ばら [ハウス]
小豆	キャベツ [ハウス]	さつまいも [ハウス]	アルストロメリア [ハウス]
菜豆	キャベツ [露地]	さつまいも [露地]	デルフィニウム [ハウス]
そば	ほうれんそう [ハウス]	さといも [ハウス]	カラー [ハウス]
えんどうまめ	ゆりね	さといも [露地]	きんぎょそう [ハウス]
ひまわり	こまつな	わさびだいこん	コスモス [ハウス]
しそ (搾油用)	にら [ハウス]	すいか [ハウス]	コスモス [露地]
なたね (搾油用)	にら [露地]	すいか [露地]	スカビオサ (八重系) [ハウス]
トマト [ハウス]	みつば	メロン [ハウス]	ダリア [ハウス]
トマト [露地]	しゅんぎく	メロン [露地]	ひまわり (切り花) [ハウス]
ミニトマト	サンチュ	いちご [ハウス]	ブブレラム [ハウス]
きゅうり	チンゲンサイ [ハウス・露地]	いちご [露地]	ホワイトレースフラワー [ハウス]
なす	モロヘイヤ	まくわうり	りんどう [露地]
かぼちゃ	みずな	ピーマン [ハウス]	りんご
えだまめ	しろな	ピーマン [露地]	なし
スイートコーン [ハウス]	タアサイ	レタス [ハウス]	ぶどう
スイートコーン [露地]	にんにく	レタス [露地]	ブルーベリー
さやいんげん [ハウス]	あさつき [ハウス]	セルリー	おうとう
さやいんげん [露地]	あさつき [露地]	ブロッコリー	ブルーベリー
さやえんどう [ハウス]	小ねぎ [ハウス]	アスパラガス [ハウス・露地]	ハスカップ
さやえんどう [露地]	小ねぎ [露地]	アスパラガス [立茎]	もも
そらまめ	チコリ	パセリ	うめ
ししとう	エンサイ (空心菜)	カリフラワー [露地]	アロニア
とうがらし (なんぼん) [ハウス]	ふき (ラワンブキ)	カリフラワー [ハウス]	ザルズ用とうもろこし
とうがらし (なんぼん) [露地]		サラダナ [ハウス]	
		サラダナ [露地]	

1 申請書類を作ります。

エコファーマーの認定を受けようとする農業者は、次のとおり申請書を作成します。

(別記第2号様式) 記入例

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

○個人の場合
・申請者氏名
・申請者の生年月日 } を記載して押印

○法人の場合
・法人名+代表者役職名・氏名
・設立年月日 } を記載して押印

住所 〇〇市〇〇町〇〇
氏名 〇〇 〇〇 : 印 :
(法人にあっては法人名). . .
生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日
(法人にあっては設立年月日)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する認定要領2の(3) ~~(変更の場合は、認定要領4の(1))~~の規定により、導入計画の ~~(変更)~~ 認定を受けたいので、導入計画を添えて申請します。

添付書類

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画

「新規」「変更」申請の別により、文言を修正します。
※ 不要な文字を消して利用可能
新規の場合 : ~認定要領2の(3)の規定により、導入計画の認定を受けたいので~
変更の場合 : ~認定要領4の(1)の規定により、導入計画の変更認定を受けたいので~

【留意点】

- ・ エコファーマーに申請することができるのは、「農業を営む者」(個人又は法人)です。
(営農集団等の団体の場合、集団名での申請はできません。個人名で申請することとなります。)
- ※ 「エコファーマー制度Q&A」のQ25 参照

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画
(目標：平成33年度)

技術導入をする1年目を現状として、原則5年後の年度を記載

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

「従事者」＝経営内で農作業に携わる人数（雇用を含む）

「専従者」＝年間150日以上従事する者

(1) 農業経営の概況

現況における農地基本台帳等から経営面積を記載（借地等も入れる）

	水田	普通畑	樹園地	その他	合計
経営面積	a	2,600a	a	a	2,600a
労働力	農業従事者 ← 男 2人(うち専従2人) 女 2人(うち専従1人)				

農地基本台帳等の経営面積の合計と同じ値になる

注 「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む。

(2) 作物別生産方式導入計画

【要件】

目標年における技術導入面積が、作物ごとに全面積のおおむね5割以上であること。

		1年目	2年目	3年目	4年目	目標年(33年)
生産方式導入作物	ばれいしょ(食用)	100a	200a	300a	300a	400a
	菜豆(金時)	500a	500a	500a	500a	500a
		20a	40a	60a	80a	100a
		100a	100a	100a	100a	100a
小計	120a	240a	360a	380a	500a	
	600a	600a	600a	600a	600a	
その他作物	2,000a	2,000a	2,000a	2,000a	2,000a	
合計	2,600a	2,600a	2,600a	2,600a	2,600a	

導入指針【注】に区分される作物名を記載。
ただし、同一作物内で栽培体系が大きく異なる場合は、作物名を括弧で外書きする。
例) ばれいしょ(食用)、ばれいしょ(加工)

下記のうち技術導入面積を記載

左記の作物の全面積を記載(目標年まで記入)

計画以外の作物の全面積を記入

注1 目標年は、原則として5年後とすること。

2 「生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。

3 「その他作物」には、持続性の高い農業生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

【注】「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」のこと。

(北海道庁農政部食品政策課ホームページを参照願います。)

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/clean/ecofarmer.htm>

(3) 生産方式の内容

導入指針により作物ごとに
省令指定されている技術名を
選択

要件 3つの大きな技術項目（有機質資材施用技術／化学肥料低減技術／化学農薬低減技術）について、それぞれ1つ以上、すべての項目に取り組む。
再認定を受ける際は新たな技術の追加、または既に導入されている省令技術について、内容の変更や改良を行う必要があります。

記入例

1作あたりの量を記載
4t/10a(4年に1回)
=1t/10a(1作あたり)

作物名	収量	現行の生産方式と導入する生産方式の内容	現状	目標
ばれいしょ	現状 2,000 kg/10a	<p>有機質資材施用技術 【現状】 ○たい肥等有機質資材施用技術 牛ふん麦稈堆肥(C/N比 14) を作付前年秋に マニュアルレタで 4t/10a 施用 (4年に1回)</p> <p>【導入】 ○たい肥等有機質資材施用技術 現状と同じ ○緑肥作物利用技術 えん麦野生種を作付け前年秋に ロータリーで 400kg/10a(乾物重) 鋤込み (4年に1回)</p> <p>※土壌診断は作付前年秋に実施</p>	<p>現状 1.0 t /10a 1.0kgN/10a</p> <p>牛糞麦稈たい肥の窒素換算量=1.0kgN/t 1.0(t/10a) × 1.0(kgN/t)=1.0kgN/10a (参考) 北海道施肥ガイド 2015 P. 71 堆肥類の肥料換算係数と減肥可能</p> <p>緑肥: 400kg/10a(4年に1回) → 0.1t/10a(1作あたり) 1.0t/10a(たい肥分) + 0.1t/10a(緑肥分) = 1.1t/10a</p>	<p>目標 1.1 t /10a 1.0kgN/10a</p> <p>緑肥の窒素換算量=0.1t/10a × 0.0kgN/t=0.0kgN/10a (参考) 北海道施肥ガイド 2015 P. 70 緑肥の減肥可能量 1.0kgN/10a(たい肥分) + 0.0kgN/10a(緑肥分) = 1.0kgN/10a</p>
	目標 2,200 kg/10a	<p>化学肥料低減技術 【現状】 ○局所施肥技術 BBS700(化成) 100kg/10a 化学N7kg</p> <p>【導入】 ○局所施肥技術 BBS700(化成) 50kg/10a 化学N7kg</p> <p>○有機質肥料施用技術 発酵鶏糞粉末 40kg/10a</p> <p>50(kg/10a) × 7/100 = 3.5kgN/10a</p>	<p>現状 7.0kgN/10a</p> <p>10a 当たりの化学肥料由来窒素量を記載 100kg/10a × 7/100 = 7.0kgN/10a</p>	<p>目標 3.5kgN/10a</p>
		<p>化学農薬低減技術 【現状】 ○生物農薬利用技術 バイクバーの利用(実施: 6月)</p> <p>【導入】 ○生物農薬利用技術 BT 剤の利用(実施: 6月) ※資材の変更 ○機械除草技術 カチバータによる畝間除草(実施: 7月)</p> <p>技術の内容を具体的に記載 (実施時期、実施方法等)</p>	<p>現状 10回</p> <p>新規作付の場合は、地域の 慣行の数字を記入。</p>	<p>目標 9回</p>

過去5年間の平均収量を記載※新規
作付の場合は、地域の慣行の数字を
記入。

土壌診断の実施時期を記載

目標年における予定収量を記載

注1 「収量」については、「現状」に過去5年間の平均収量を記入し、「目標」に生産方式の導入による収量の目標を記入すること。

2 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、それぞれ、法第2条第1号、第2号及び第3号に規定する技術をいう。

3 「たい肥等有機質資材施用技術」には、たい肥等の有機質資材の施用時期、施用方法、C/N比等を記入すること。また、土壌診断の実施時期についても併せて記入すること。

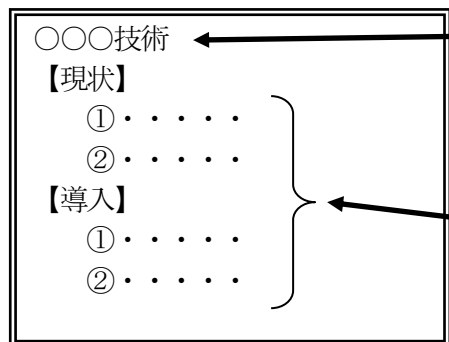
4 「化学肥料低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、施用する肥料等を記入すること。

5 「化学農薬低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、実施時期・実施方法等を記入すること。

6 「資材の使用の量・回数」には、現行の生産方式における使用の量・回数及び目標の生産方式における使用の量・回数を記入すること。

- ① 有機質資材施用技術においては、1作当たりの施用量及び窒素投入量
- ② 化学肥料低減技術においては、1作当たりの化学肥料由来の窒素の総投入量
- ③ 化学農薬低減技術においては、1作当たりの農薬の使用回数の合計

『現行の生産方式と導入する生産方式の内容』の記載について



3つの大きな技術の別を記載

- 1 有機質資材施用技術
- 2 化学肥料低減技術
- 3 化学農薬低減技術

技術の内容を記載

- ① 詳細な技術名
(下記表を参照)
- ② 技術の内容
(実施時期、資材・機械名、実施方法 等)

(例)牛ふん麦稈たい肥(C/N比 14)を〇月〇旬にマニユアスプレッターで〇t/10a 散布

農林水産省令で定められている具体的な技術内容（18技術）

技術名	技術内容
1 有機質資材施用技術 ①たい肥等有機質資材施用技術	土壌診断を行い、その結果に基づき、たい肥等有機質資材であって窒素成分と炭素成分のバランスのとれたもの（炭素窒素比（C/N比）がおおむね10～150の範囲にあるもの）を施用する技術
②緑肥作物利用技術	土壌の調査を行い、その結果に基づき、緑肥作物を栽培して、農地にすき込む技術
2 化学肥料低減技術 ①局所施肥技術	肥料を作物の根の周辺に集中的に施用する技術
②肥効調節型肥料施用技術	普通肥料のうち、いわゆる被覆肥料、化学合成緩効性肥料及び硝酸化成抑制剤入り肥料を施用する技術
③有機質肥料施用技術	有機質（動植物質のものに限る。）を原料として使用する肥料を施用する技術
3 化学農薬低減技術 ①温湯種子消毒技術	種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術
②機械除草技術	有害植物（有害動物の発生を助長する植物を含む。）を機械的方法により駆除する技術
③除草用動物利用技術	有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いをを行う技術
④生物農薬利用技術	農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第2項の天敵であって、同法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを利用する技術
⑤対抗植物利用技術	土壌中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術
⑥抵抗性品種栽培・台木利用技術	有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術
⑦天然物質由来農薬利用技術	有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）別表2に掲げる農薬（有効成分が化学的に合成されていないものに限る。）を利用する技術
⑧土壌還元消毒技術	土壌中の酸素の濃度を低下させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術
⑨熱利用土壌消毒技術	土壌に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術
⑩光利用技術	有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、若しくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術
⑪被覆栽培技術	農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術
⑫フェロモン利用技術	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって、農薬取締法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録をうけたものを利用する技術
⑬マルチ栽培技術	土壌の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術

【留意点】 導入指針により作物ごとに導入できる技術が定められているので、確認の上、作成すること。

(4) 農業所得の目標

税務申告等を参考に記載

今回申請作物による所得を記載

記入例

	現 状	目 標
生産方式導入作物	1,000 千円	2,000 千円
その他作物	2,000 千円	3,000 千円
合計	3,000 千円	5,000 千円

「生産方式導入作物」には今回認定申請作物について記載
「その他作物」は上記以外の作物を記載

から当該生産に要した経費を差し引いた額を記載
上記作物以外の作物による所得を記載

【注：変更申請（作物の追加）の場合】
例) 大豆（認定済：計画期間H26～H30）
ばれいしょ（今回追加：計画期間H29～33）
「生産方式導入作物」欄の「現状」には、今回申請する「ばれいしょ」のみを記載。（既に大豆について認定をうけていても、今回申請作物と既認定作物が区別できるよう、既認定作物の「大豆」については「その他作物」欄に記載する。
「目標」についても同様の考え方。

な施設の設置、機械の購入その他措置に関する事項

(1) たい肥等利用計画

	計画導入前の年の利用計画を記載	自 給	購 入	備 考
現 状	牛糞麦稈たい肥		200t	JA 北海 原料：牛糞
目 標	牛糞麦稈たい肥 発酵鶏糞粉末		400t 2t	JA 北海 原料：牛糞 JA 北海 原料：鶏糞

経営内で必要なたい肥の量を記載。
※最低でも導入計画に使用するたい肥量は利用計画に反映されていること。

申請農業者が自家用として生産・調整した「たい肥」を使用する場合も、こちらに記載

- 注1 「現状」には、有機質資材の一般的な名称（例：牛ふんおがくずたい肥）を記入すること。
2 「備考」には、有機質資材の入手先、主な原料等を記入すること。

目標達成のために必要な機械・施設等の内容を記載

(2) 機械・施設整備計画

現 状		計 画		
種類・能力	台数	種類・能力	台数	実施時期
トラクター（馬力 120ps）	1 台	ロータリー	1 台	H29.3
マニユアスプレッダー（積載容量 10 m ³ ）	1 台			
ブロードキャスタ	1 台			
スプレイヤー（タンク容量 3,000L）	1 台			
カルチベータ	1 台			

注 「種類・能力」には、機械・施設の一般的な名称（例：トラクター）及びその能力の程度（馬力、植付け条数等）を記入すること。

機械・施設等を整備する場合は、資金種類等を記載

(3) 資金調達計画

資金使途	資金種類	金額	償還条件等	実施時期	備考
ロータリー	自己資金	500 千円	一括	H29.3	
合計		500 千円			

- 注1 「資金使途」には、整備する機械又は施設の一般的な名称を記入すること。
2 「資金種類」には、自己資金、制度資金（資金名を併記）その他の区分を記入すること。
3 「金額」には、補助金等の助成措置がある場合には、括弧書で外数として記入すること。
4 「償還条件等」には、償還期間（措置期間を含む。）及び措置期間を記入すること。
5 「実施時期」には、機械又は施設を導入する年月を記入すること。

3 その他

注 導入指針に土壌の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合は、当該措置の具体的内容、実施方法等を記入する。

4 導入計画の作成に当たっての指導・助言及び導入計画の達成の見込み等に対する農業改良普及センター（支）所長の意見

記入例

項 目	意 見
① 導入指針に照らし適切なものであるかどうか。	
② 技術的にみて、実践可能なものであるかどうか。	
③ 無理のない計画であるかどうか。	
④ その他必要と思われる事項	
⑤ 総合的な判断	

次の書類を添付
 ①ほ場図
 （技術を導入するほ場の位置、作物名がわかるもの）
 ②土壌診断結果
 技術を導入するほ場の土壌診断結果

申請者が居住する地域を管轄する農業改良普及センター（支所を含む）が記載するため、申請者による記載は不要

〇〇農業改良普及センター
 所長

[添付資料]
 1- 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置を判別することができる地図
 (各ほ場で栽培する作物名が分かるもの)
 2- 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結果

【留意点】土壌分析に関する補足 ※「エコファーマー制度Q&A」のQ32～34 参照

- ・ 土壌分析(診断)の実施は必須です。
- ・ 原則として申請時に改めて行った土壌分析結果、又は、それに準じる直近のものを添付してください。
- ・ 添付する土壌診断結果の最大有効期間期間は、次のとおり。

水稲	3年以内
畑作物	3年以内
野菜(露地)	3年以内
野菜(ハウス)	1年以内

- ・ 土壌診断の分析項目に係る明確な基準はありませんが、pH、EC、窒素、リン酸、石灰、苦土、加里等は、適正な施肥を行うために必要と考えます。

2 申請書類を提出します。

作成した申請書類については、以下の申請書提出先に提出します。

申請者	申請書提出先
農協の組合員	所属する農協
農協の組合員以外	市町村

3 内容が審査され「認定」となります。

認定されると、申請書を提出した機関から、認定証が通知されます。

(例)

(別記第6号様式)

〇〇第 号

持続性の高い農業生産方式の 導入に関する計画認定証

住 所

氏 名

(法人にあっては法人名)

あなたから申請のあった持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第3条の規定に基づく「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」及び同法施行規則第4条の導入計画の認定基準に照らし、適当と認められるので、同法第4条第3項の規定に基づき認定します。

○ 認定作物名

平成 年 月 日

北海道知事

4 導入計画に沿って技術の実践をします。

5年後の目標達成に向けて、技術の導入をしていきます。

5 技術導入作物には「エコファーマー」が生産した農産物である旨の表示ができます。

※ 「エコファーマー制度Q&A」のQ35～39 参照

6 導入計画に変更がある場合は

導入計画に変更がある場合は、次の手続きを行います。

(1) 申請書類を作成し、当初申請と同様に提出します。

■ 作物を追加する場合

作物を追加する場合の目標年度(年)の考え方は次のとおり。

※ 「エコファーマー制度Q&A」のQ2参照

変更とは？

「作物の追加」や「既存認定作物に係る導入技術の変更」等を指します。

※ 「エコファーマー制度Q&A」のQ23 参照

目標年度(年)の考え方

	作物名	H28	H29	H30	H31	H32	H33
	A 作物(当初作物)	○				●	
ケース1	B 作物(追加作物)		○			●	
ケース2	C 作物(追加作物)		○				●

○…認定年度 ●…目標年度

作物を追加する場合は、次のとおり2パターンあります。

(1) **ケース1**のように、追加作物(B 作物)の目標年度を当初作物(A 作物)と同様にする場合は、従来の計画書に追加作物の導入計画を加筆し、計画の変更手続きをしてください。

(2) **ケース2**のように、追加作物(C 作物)の目標年度を当初作物(A 作物)と相違させる場合は、作物ごとにエコファーマーを名乗れる期間を明確に区分するため、導入計画書を作物ごとに別々に分けて作成し、計画変更手続きをしてください。

※ ①、②とも、認定番号は当初と同様。

■ ケース1の留意事項（例：かぼちゃを追加）

- 1の(2) 次のとおり追加作物の内容を記載します。

認定済作物は
認定番号を
記載

(2) 作物別生産方式導入計画

		1年目	2年目	3年目	4年目	目標年(32年)
生産方式導入作物	ばれいしょ(食用)	100 a	200 a	300 a	300 a	400 a
		500 a	500 a	500 a	500 a	500 a
	菜豆(金時)	20a	40a	60a	80a	100a
		100a	100a	100a	100a	100a
	かぼちゃ		200a	200a	200a	200a
			200a	200a	200a	200a
小計	120a	440a	560a	580a	700a	
	600a	800a	800a	800a	800a	
その他作物	2,000a	1,800a	1,800a	1,800a	1,800a	
合計	2,600a	2,600a	2,600a	2,600a	2,600a	

〇〇号
認定済
〇〇号
認定済

必要に応じて
数値を
訂正

- 1の(3) 追加作物に係る生産方式の内容はもちろん、認定済作物についても同様に添付します。

(3) 生産方式の内容

作物名	収量	現行の生産方式と導入する生産方式の内容	資材の使用の量・回数
ばれいしょ (認定済)			
菜豆(金時) (認定済)	現状	有機質資材施用技術 ○現状 たい肥等有機質資材施用技術	【目標】 1.15 t/10a 1.0 kgN/10a
かぼちゃ	現状 1,500 kg/10a	たい肥等資材施用技術 【現状】 ○たい肥等有機質資材施用技術 牛ふん麦稈堆肥を作付前の5月上旬に マニユアスプレッダで2t/10a 施用 【導入】 ○たい肥等有機質資材施用技術	現状 1.0 t/10a 1.0 kgN/10a 目標 1.15t/10a 1.0kgN/10a

認定済作物
※(認定済)と記載

追加作物

- その他 1の(2)、(3)以外においても、必要に応じて見直しをします。
- 添付書類 追加作物に対する『土壌分析』と『ほ場図』を添付します。

■ ケース2の留意事項（例：ばれいしょ、菜豆(金時)(目標32年度)にかぼちゃ(目標33年度)を追加)

- 1の(2) 目標年次が異なるため、追加作物のみで書類を作成します。

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画
(目標→平成33年度)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

1 目標年度は先に認定された当初計画と異なる年度を記入

2) 農業経営の概況

	水田	普通畑	樹園地	その他	合計
経営面積	a	2,600a	a	a	2,600a
労働力	農業従事者 男2人(※兼職2人) 女2人(※兼職1人)				

注 「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む。

(2) 作物別生産方式導入計画

		1年目	2年目	3年目	4年目	目標年(33年)
生産方式導入作物	かぼちゃ	200 a	200 a	200 a	200 a	200 a
		200 a	200 a	200 a	200 a	200 a
小計		200 a	200 a	200 a	200 a	200 a
		200 a	200 a	200 a	200 a	200 a
その他作物		2,400a	2,400a	2,400a	2,400a	2,400a
合計		2,600a	2,600a	2,600a	2,600a	2,600a

ばれいしょ 菜豆(金時) ○○号認定済

認定済作物を明確にするため、作物名及び認定番号を記載

追加作物のみ記載

- 1の(3) 生産方式の内容についても、追加作物のみで作成します。

作物名	収量	現行の生産方式と導入する生産方式の内容	資材の使用の量・回数
かぼちゃ	現状	たい肥等資材施用技術	現状
	1,500 kg/10a	【現状】 ○たい肥等有機質資材施用技術 牛ふん・麦稈堆肥を作付前の5月上旬に マニアスプレッタで2t/10a施用 【導入】 ○たい肥等有機質資材施用技術	1.0 t/10a 1.0 kgN/10a 目標 1.15t/10a 1.0kgN/10a

- 1の(4) 農業所得の内容を検討します

生産方式導入作物には、今回申請作物について記載。
すでに認定されている作物があっても、今回申請作物でない場合は、その他作物欄に記入。(p. 6参照)

	現 状	目 標
生産方式導入作物	1,000千円	2,000千円
その他作物	2,000千円	3,000千円
合計	3,000千円	5,000千円

- ・ **その他** 1の(2)、(3)、(4)以外においても、必要に応じて見直しをします。
- ・ **添付書類** 追加作物に対する『土壌分析』と『ほ場図』を添付します。
認定済作物の認定年度を把握するため、当初申請の1の(2)及び1の(3)が記載されている書類のコピーを添付します。

■ **その他の変更事項（作物追加以外）**

変更する箇所が明確にわかるように記載（括弧書き、矢印で変更後内容に誘導 等）
注意！ 当初申請内容を基準として、変更書類を作成してください。

(2) 認定証が交付されます。

変更手続きが終了した証として、認定証が交付されます。（当初の認定番号と同じ）

7 導入計画が終了し、再認定を受ける場合は

導入計画を満了し、再度、認定を受ける場合は、新規申請時と同様の手続きを行ってください。

※ 「エコファーマー制度Q&A」のQ1、Q22～24 参照

注意！ 新規と同じ扱いとなりますので、1つ以上の新たな技術の導入、あるいは、技術内容を変更する等の必要があります。

注意！ 再認定時の認定番号は当初と異なります。

※ 「エコファーマー制度Q&A」のQ5参照

【参考資料】 クリーン農業・有機農業に係る各種農産物表示制度等

制度名	有機農産物検査認証制度	特別栽培農産物に係る表示ガイドライン	北のクリーン農産物 (YES! clean) 表示制度	エコファーマー制度
認証等機関	農林水産大臣が認可した登録認定機関(県等の行政機関、公益法人、NPO法人、株式会社)	なし(確認責任者の設定)	北海道クリーン農業推進協議会	都道府県 (北海道は総合振興局及び振興局)
申請主体	生産行程管理者(①生産者、②生産者グループ、③流通業者)	栽培管理責任者 (生産者、生産者グループ)	生産集団(個人は不可)	農業者(法人含む)
認証等の対象	生産行程管理者を認定 (生産物ごとの認定ではない)	「特別栽培農産物」 (次の基準を満たす農産物)	表示対象農産物ごとに生産集団を承認	作物毎の導入計画の作成者を認定 (農産物の認証ではない)
認証等 基準要件	①化学合成肥料や農薬は原則使用しないこと(やむを得ない場合、使用できる資材あり) ②播種又は植付けの時点からさかのぼり2年以上、禁止されている農薬や化学肥料を使用していないほ場で栽培すること ③遺伝子組換え由来の種苗を使用しないこと ④生産から出荷までの生産行程管理・格付数量等の記録を作成	当該農産物の生産過程等において使用される ①化学肥料の窒素成分量 ②化学合成農薬の使用回数 が地方公共団体の定める慣行レベルの5割以下であること	土づくりを基本に化学肥料や化学合成農薬の使用を最小限にとどめる農法 ①登録基準に適合していることなどの表示対象農産物要件を満たすこと ・たい肥等有機物の施用量 ・総窒素及び化学肥料窒素の施用量 ・化学合成農薬の使用回数 ・遺伝子組換え由来の種苗を使用しないこと ②生産集団の管理体制が整備されていることなどの登録生産集団の要件を満たすこと	持続性の高い農業生産方式の導入計画(5か年)を作物毎に策定すること ①たい肥等施用技術、化学肥料・化学農業低減技術の3つの技術の全てを用いて行われること ②3つの技術のうち最低1つを新たに導入すること ③新たに導入する方式による作付面積が、当該作物全体の概ね5割以上を占めていること
申請方法	生産者→登録認定期間	第三者認証の制度はない。ガイドラインに基づく生産者等の自主的な表示(一部の民間団体が認証サービスを実施)	生産集団→市町村クリーン農業推進協議会→北海道クリーン農業推進協議会	農業者→(JA)→市町村→総合振興局及び振興局(道)
ロゴマーク	 認定機関名	なし	 北海道クリーン農業推進協議会	なし
根拠法令等	・JAS法(農林物資の規格化等に関する法律 S25.5.11法律第175号) 有機農産物の日本農林規格(H12.1.20告示)	・特別栽培農産物に係る表示ガイドライン<農林水産省制定>(H4.10.1制定)	・北のクリーン農産物表示要領<北海道クリーン農業推進協議会制定>(H12.2.4制定) ・加工食品におけるYES!cleanマーク表示要領(H23. 6. 14制定)	・持続農業法(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律)(H11.7.28制定)